

## 自治医科大学卒業生の状況（平成20年7月1日現在）

① <sup>(注1)</sup> 義務年限（卒後9年間）内の卒業生	<u>960人</u> （出身県のへき地等で勤務）
② 義務年限終了後の卒業生	2,114人
うち、無就労・死亡	38人
差        引	2,076人
うち出身県内勤務者	1,456人（70.6%）
うち出身県を問わず <sup>(注2)</sup> へき地等 勤務者	<u>611人</u> （29.4%）
③ <sup>(注3)</sup> 修学資金返還者	<u>86人</u> [A]
④ <sup>(注4)</sup> 修学資金返還免除者	26人
卒業生合計	<u>3,187人</u> [B]

$$[A] / [B] = 2.7\%$$

注1) 義務年限とは

① 卒業後、出身都道府県知事の指定に基づき、指定公立病院等に医師として修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（一般的には9年間）勤務。

② この期間を満了したとき、在学中に貸与を受けた修学資金の返還債務を免除。

注2) 「へき地等」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法及び豪雪地帯対策特別措置法の指定地域並びにへき地医療拠点病院である。

注3) 「修学資金返還者」とは、貸与を受けた修学資金を返還し、義務年限を途中で離脱した者。

注4) 「修学資金返還免除者」とは、死亡等やむを得ない事情により返還を免除された者。